

千葉県告示第809号

法定外道路の路線の廃止に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第1項の規定により法定外道路の路線を次のとおり廃止しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

令和5年9月29日

千葉市長 神谷俊一

1 路線名及び廃止区間

路線名	廃止区間	
	起点	終点
指定道路矢作町22号線	中央区矢作町636番地先から	中央区矢作町639番地先まで

2 廃止期日 令和5年9月29日